

## 令和6年度指導監査の重点事項

令和6年度の指導監査における重点事項は、社会福祉法人及び社会福祉施設の各所管課から特に確認が必要として要望のあった事項、全国主管課長会議等における留意事項、前年度の重点事項における遵守状況等を踏まえ、以下のとおり定める。

### (1) 社会福祉法人 法令遵守と適正な運営の確保（8項目）

#### ア 適正な法人運営体制の確保（6項目）

- ① 理事、監事、評議員の選任手続は適正に行われているか。
- ② 理事会・評議員会の開催手続、開催時期、議事録の記載内容及び保存が適正になされているか。
- ③ 理事、監事及び評議員の報酬等の額及び支給基準が、定款や評議員会の決議で定められているか。
- ④ 社会福祉事業の用に供する不動産を全て基本財産として定款に定めているか。
- ⑤ 現況報告書が正しく作成されているか。また、地域における公益的な取組を実施している場合は漏れなく記載しているか。
- ⑥ 定款の内容や役員報酬等の基準・支給実績等、法令に定める事項をインターネットで公表しているか。

#### イ 適正な事業経営・会計処理（2項目）

- ① 必要な計算書類、附属明細書及び財産目録が正しく作成されているか。また、公表した計算書類等の内容が、評議員会で承認されたものと一致しているか。
- ② 法人関係者への特別の利益の供与、法人外への資金流出を行っていないか。また、利益相反取引を行っている場合、その内容及び手続は適正であるか。

### (2) 社会福祉施設 利用者視点に立ったサービス提供への取組（12項目）

#### ア 利用者の安心・安全の確保（4項目）

- ① 利用者の処遇に係る計画を適切に作成しているか。（入所施設・新規施設のみ）
- ② 非常災害に対する備え（災害の種類や立地環境に応じた計画の作成、避難訓練の実施と報告、備蓄等）が適切に行われているか。
- ③ 感染症予防対策（担当者の選任含む）が取られているか。また、発生時への備え（必要物品の備蓄、業務継続計画の策定等）が講じられているか。
- ④ 事故防止対策（担当者の選任含む）や発生時の対応（利用者家族や所管課への報告等）が適切に行われているか。

#### イ 虐待防止及び身体拘束廃止（2項目）

- ① 虐待や不適切保育の未然防止や早期発見に努めているか。また、虐待・不適切保育の防止に向けた取組（委員会の設置や研修の実施等）をしているか。
- ② 老人福祉施設、障害者支援施設及び保護施設においては、身体拘束の廃止に向けた取組（委員会の設置や研修の実施等）や手続が適正に行われているか。

#### ウ 必要な職員の確保と職員処遇の充実（2項目）

- ① 配置基準に基づく必要な職員が配置されているか。

② 保育所においては、給与や各種手当は給与規程等の規定に基づき支給されているか。

エ 適正な会計処理（４項目）

① 附属明細書は適正に作成されているか。

② 適切な予算管理が行われているか。

③ 契約手続（入札・随意契約等）は適正に行われ、契約書等は作成されているか。

④ 資金移動に係る経理処理が適正に行われているか。また、共通支出及び費用を配分する際、適切な科目を用いているか。